

令和4年5月6日

保 護 者 様

豊田市立梅坪小学校長

杉 山 和 弘

地震発生時・気象警報発令時における児童の登下校について(お願い)

見出しの件につきまして、震度5弱以上の地震が発生した場合、「愛知県全域」または「愛知県西部」、または「西三河北西部」に台風、集中豪雨等の警報が発令された場合の児童の登下校についてお知らせします。安全への配慮をお願いいたします。

記

地震発生時

1 児童が登校する前に**豊田市内で震度5弱以上の地震が発生した場合**

(1) **学校から指示があるまでは自宅待機をしてください。**

2 児童の登校後に**豊田市内で震度5弱以上の地震が発生した場合**

(1) **保護者のお迎えによって児童を引き渡します。**

(2) 停電等で、学校メールが送信できない場合もあります。**学校から連絡がなくても、お迎えをお願いします。**

「南海トラフ地震臨時情報」発表時

1 「南海トラフ地震臨時情報」について

(1) 発表条件

- ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
 - ・観測された以上な現象の調査結果を発表する場合
- (2) 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード

危険度小 ← → 危険度大
「調査中」 「巨大地震注意」 「巨大地震警戒」



2 授業の取り扱いについて

(1) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合

- ・通常どおりの教育活動を行います。
- ・校外活動については、出発前であれば出発を見合せます。出発後であれば、いつでも帰校できるよう準備します。

(2) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合

- ・通常どおりの教育活動を行います。
 - ・校外活動については、出発前であれば中止または延期します。出発後であれば、帰校をします。
- (3) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合
- ・豊田市は「事前避難対象地域」がない市町村のため、通常の授業を継続します。
 - ・授業終了後には、速やかに帰宅させます。
 - ・校外活動については、出発前であれば中止または延期します。出発後であれば、帰校をします。

3 その他

- ・上記の対応は原則であり、状況によっては、臨時休業などの措置、下校せずに学校待機の措置等をする場合があります。
- ・豊田市教育委員会学校教育課が対策を検討した場合は、その指示に従って対応します。

警報発令時

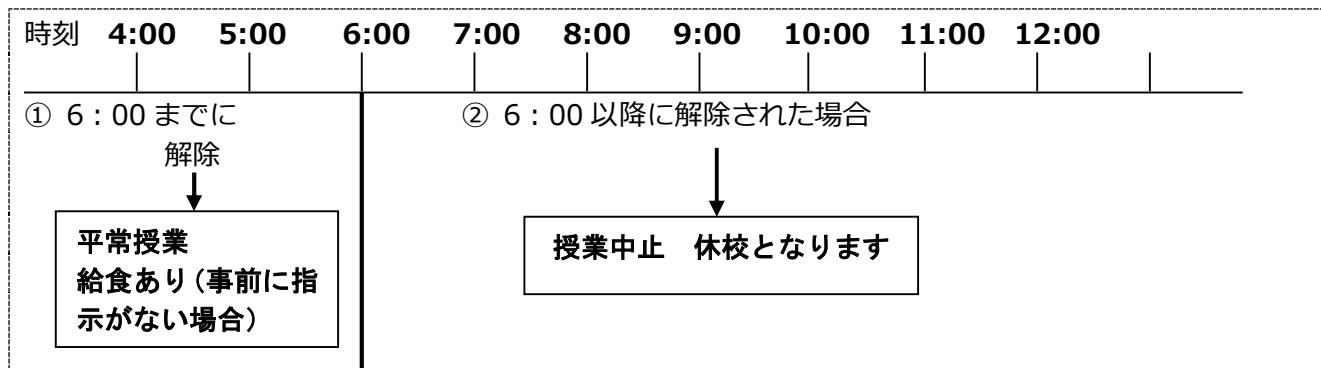
- 1 児童が登校する前に名古屋地方気象台から「暴風警報」「特別警報」が発令された場合
 - (1) 午前6時までに警報が解除された場合は、平常どおりの授業を行います。
 - (2) 午前6時を過ぎてから警報が解除されるか、引き続き解除されない場合は、当日の授業を中止します。
 - (3) 上記の(1)の場合でも、登校に危険が予想されるときは、登校する必要はありません。
- 2 児童の登校後に名古屋地方気象台から「暴風警報」「特別警報」が発令された場合
 - (1) 台風の中心位置、進行速度及び方向、発令時における気象状況等により判断して、全児童を安全に帰宅させ得ると認めた場合には、当日の授業を中止し、職員が引率して速やかに集団下校をさせます。(保護者の方は、家で待機または徒步で集合場所まで出迎えをしてください。)
 - (2) 下校しても保護者またはそれに代わる人がいない児童は学校に待機し、保護者の出迎えによって児童を引き渡します。
 - (3) 下校させることが危険と判断したときは、戸外通行の危険がなくなるまで学校に残し、校内の最も安全な場所で待機をさせます。
 - (4) 学校での待避時間が長引く場合には、保護者と連絡をとり、出迎えできる児童は下校させます。
 - (5) 通学路において危険と思われる箇所については、職員が現場に出向き、安全の確保に努めます。情報連絡等のご協力をお願いします。

3 名古屋地方気象台から「大雨警報」・「洪水警報」が発令された場合

- (1) 「大雨警報」・「洪水警報」が発令された場合の児童の登下校の取り扱いは、校区内の戸外通行状況等を勘案し、校長が決定します。登校できない場合は、学校メール配信や地区放送等でお知らせします。連絡がない場合は、平常どおり授業を行います。
- (2) 登校時
大雨・冠水・崖崩れ等により登校に危険が予想されるときは、保護者の判断により登校を見合わせ、学校へ連絡してください。登校できない場合の出欠については配慮します。
- (3) 下校時
冠水・崖崩れ等危険と思われる箇所については、職員が現場に出向いて安全の確保に努めます。情報連絡等のご協力をお願いします。

「暴風警報」が発令された場合の登校と給食の有無について

当地域への「暴風警報」の発令に対する登校の取り扱いと給食の有無については以下のようになります。



- * 「暴風雪警報」が発令された場合も、同様の取り扱いとなります。
- * 気象情報等により事前に暴風警報が発令されると予測される場合、事前に給食の中止を連絡することがあります。そのときは、午前6時までに暴風警報が解除されても給食はありませんので、弁当を持参させてください。

<これらの取り扱いは、豊田市教育委員会の通達に基づいています。>